

鳥取県告示第483号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月19日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人 琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町 大字浦安123 - 1	社会福祉法人琴浦町 社会福祉協議会琴浦 ふれあい事業所	東伯郡琴浦町大字赤 碕1113- 3	就労継続支援 B型	平成23年8月 1日